

令和2年（2020年）4月1日

境界確定図作成の留意事項

境界確定図の作成にあたっては次の事項に留意して作成していただきますようお願いいたします。

1 境界確定図作成について

1) 図面の表記について

- ・縮尺は250分の1としてください。（図面がA3で収まる場合はA3で作成）
- ・図面タイトル、縮尺、承諾欄、座標一覧表（境界点、基準点）、タイトル版、杭種凡例、方位、路線名（境界確定済の場合は文書番号も記載）、使用した基準点、地番（承諾を有する地番）を記載してください。
- ・拡幅部分については地積測量図と整合するようにしてください。（点間距離、座標値、境界標種別等）
- ・拡幅等で後退が生じた場合、既存境界確定図（拡幅前）から点間距離が変わらないスパンまでを記載してください。（1ラップ）
- ・点間距離や垂線距離は小数点第3位を四捨五入してください。（cmまで）
- ・幅員は垂線距離とし、一点鎖線としてください。（境界標ごと）
- ・境界点番号はK1、K2・・・K20とし、反時計回りで付番してください。
- ・後退が生じた場合は、後退図（縮尺任意）を記載してください。また、既存境界を撤去する場合は点番横に「撤去」と記載してください。なお、付番は上記境界点番号の続き番号で付番してください。（例 K21撤去、K22撤去）

2) 座標について

- ・測地成果2011としてください。ただし人口集中地区外（DID区域外）及び近傍の基準点亡失等、当該測地成果の使用ができない場合は土木総務課に相談してください。（日本測地系座標、任意座標）
- ・拡幅部以外の境界標の座標値は実測値ではなく、本市が提供する座標を使用してください。（パラメータ変換が必要な場合あり）

3) 図面と現地の整合について

- ・コンクリート構造物上（側溝、地先境界ブロック、コンクリート叩き等）に境界標を設置する場合は、市が支給する明示板（プレート）を官地側から設置してください。
- ・土中、アスファルト上に境界標を設置する場合は、市が支給する杭を官地側から設

置してください。(杭設置の場合はコンクリート巻きが必要)

- ・民界プレートや民界杭を設置する場合は、民地側から設置してください。
- ・境界確定図上に表記されている新設標・既設標は、凡例及び現地と整合させてください。(撤去すべき既存境界標は必ず撤去)

4) 隣接地所有者承諾書について

- ・承諾書は厚紙を使用してください。
- ・承諾書の対象は道路後退に関する筆の土地所有者及び後退により関係する隣接土地所有者となります。
- ・上部の欄に立会年月日を記載してください。(境界確定図タイトル版の立会年月日と同日)
- ・所有者欄は登記簿上の住所、氏名を記載してください。(所有者欄の住所、氏名はあらかじめパソコン入力してもよい)
- ・承諾者欄は承諾者の現住所、氏名を自筆での記載をお願いしてください。
- ・土地所有者以外の方が承諾する場合は委任状が必要となります。
- ・承諾印は認印で構いません。(永年保存のためシャチハタは不可)
- ・所有者が複数人いる場合は所有者全員からの承諾をもらってください。(委任状での対応も可)
- ・登記簿上の所有者が亡くなっている場合は、基本的に相続資格者全員からの承諾をもらってください。(相続人が決まっている場合は相続人)
- ・土木総務課には原本を提出してください。

詳細については平塚市のホームページにも記載していますので御確認してください。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/page-c_00727.html